

薬 第 1677 号
令和 6 年 7 月 5 日

各関係団体長 様

大阪府健康医療部長

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第76条の6の2第1項の規定に基づき製造等を広域的に禁止する指定薬物等である疑いがある物品」の改正について（通知）

日頃から、本府健康医療行政にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。
標記について、下記のとおり通知がありましたので、ご了知のうえ、貴会（組合）員に周知いただきますようお願いします。
なお、本通知については次の本府ホームページにも掲載しております。

【大阪府健康医療部生活衛生室薬務課のホームページ】
<https://www.pref.osaka.lg.jp/yakumu/tuuti/index.html>

記

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第76条の6の2第1項の規定に基づき製造等を広域的に禁止する指定薬物等である疑いがある物品」の改正について（通知）

（令和6年6月28日付け 医薬発 0628 第2号 厚生労働省医薬局長通知）

【担当】

大阪府健康医療部生活衛生室薬務課

麻薬毒劇物グループ 町谷

TEL：06-6941-9078（直通）

FAX：06-6944-6701